

2 住宅密集地の除排雪の改善

■住宅密集地の排雪作業

1回程度
(R3年度) → 体制を強化し
回数増

住民生活の維持

積雪で道幅が狭くなるなどの通行障害を減らすために、排雪作業の回数増を目指します。

また、近年は少雪傾向が続いておりますが、局地的な大雪などの不測の事態に備えて排雪作業の受託業者増を検討し、体制強化を目指します。

3 除雪体制の維持

体制強化を継続し、本年度も16社と契約する予定です。また、さらなる作業効率化を目指し、除雪業者が安定して体制を維持できる契約手続きや経費算出、各社の担当路線見直し検討を継続します。これにより、除雪業者が保有する除雪機械や除雪オペレーターの人数が確保され、除雪体制が維持されます。今後も体制を充実させるために、除雪計画に新たな除雪業者の組み入れを検討し、引き続き体制維持に努めて参ります。

4 除雪情報の発信

町では新たな企業立地が進んでいる傾向にあり、雪の降らない地域から転居して来られた方もいらっしゃるかと思います。地域住民の皆さんをはじめ、新たな住民の皆さんにも除雪に対する理解を深めていただくため、町のホームページに雪対策のページを開設しております。除雪方法などの基本的な情報や町の除雪計画、冬期通行止め区間、雪捨て場の位置などが掲載されておりますのでご活用ください。

○町道除雪作業の事例

雪を取り除くために、様々な機械を使用して除雪を行います。また、場合によっては人力による除雪作業も実施します。



雪対策における重点的な取り組みを紹介します

町は令和4年度から毎年重点的な取り組みを掲げて雪対策を進めております。町の全域が豪雪地帯対策基本法に基づく「豪雪地帯」に指定されておりますが、令和2、3年度の大雪以降は少雪傾向が続いているところです。しかしながら、大雪災害は毎年各地で発生しており、局地的・局時的な大雪に見舞われる地域もあります。災害は忘れた頃にやって来ると言われております。

これまでの取り組みを継続し、有事に備えて雪対策に取り組みます。

1 幹線道路の除雪強化

令和4年度以降、除雪センターを2箇所増設し、除雪機械や融雪剤散布車を増台、町道と県道の除雪路線を一部交換するなど、主に幹線道路(図)の除雪強化を図って参りました。今後も除雪出動基準を目安とした適切な出動を継続し、冬季間でも住民の皆さまが安心して通行できる町道を目指して参ります。



■除雪センター

4箇所 → 6箇所
(R3年度)

■除雪機械

48台 → 60台
(R3年度)

■凍結抑制剤散布車

1台 → 2台
(R3年度)



▲散布車を増台

始動開始
令和5年度
千貫石除雪センター



始動開始
令和6年度
遠谷巾・ニッ森除雪センター

